

新富町一般廃棄処理基本計画

【概要版】

令和6年3月

新富町

新富町一般廃棄物処理基本計画 概要版



■ 計画策定の趣旨

本町では、平成30年3月に「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」を含む「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の発生抑制や資源化、適正処理、広域処理について、取り組んでおり、廃棄物処理をめぐる社会、経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を整理し、自主性と創意工夫を活かしながら循環型社会の形成・発展へ向けて、町民、事業者、行政が協働して推進していくための基本方針と施策を定めるものとして本計画を策定します。

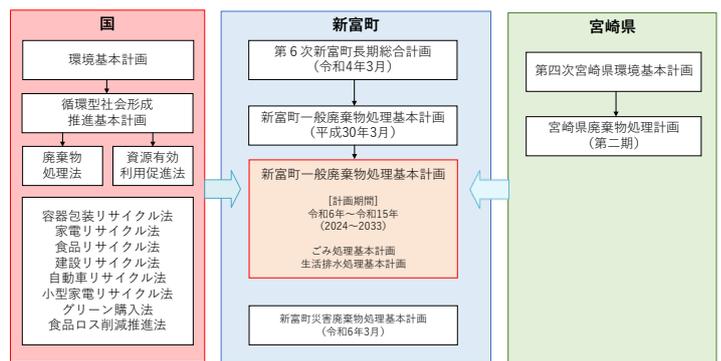
■ 計画期間

本計画は、令和4年度を基準年度とし、令和15年度を計画目標年度としています。計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間としており、中間目標年度である令和10年度に見直しを行うこととします。

	年 度											
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
基準年度							中間目標年度					
計画期間	令和6年度から令和15年度まで（10年間）											

■ 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づき、国や県の関連計画並びに本市の「第6次新富町長期総合計画」を上位計画とし、これらの計画と整合を図り、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用及び廃棄物の適正な処理に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画となっています。



■ 国の動向

廃棄物の処理は、昭和45年に「廃棄物処理法」が制定されて以来、廃棄物処理の目的の変遷に伴い、各法令等の制定や改定が行われてきました。平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

■ 県の動向

平成18年に「宮崎県廃棄物処理計画」が策定されたのち、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の実現に向けた取り組みを示すために、令和3年に「第四次宮崎県環境基本計画」を策定、令和5年に一部を改定し、環境行政を積極的に推進しています。

1 ごみ処理基本計画

■ 基本理念

循環型社会の実現に向けて環境に配慮したまちづくりを目指す 4R 運動の推進

■ 施策の柱

基本方針1 町民・事業者・行政が連携した 4R 運動の推進

■ 町民の意識向上を図るための取り組み

- * 出前講座やイベントの開催
- * 啓発活動の拡充
- * 環境学習の充実
- * 資源化・減量化に向けた積極的な情報提供

■ 行政の取り組み

- * リサイクル製品の積極的な利用
- * 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底
- * 生ごみの減量化推進

■ 事業者の意識向上を図るための取り組み

- * 簡易包装等の推進
- * 店頭回収の推進
- * 紙類の資源化促進
- * ごみ減量化や資源化に向けて事業者ネットワークの構築
- * 高齢者等に配慮した収集サービスの検討
- * 食品ロス削減に向けた取組の推進検討

基本方針2 ごみの減量化及び資源化の促進

■ ごみ減量化に関する方針

町民の生ごみ処理機器活用を含めたごみの減量化に向けた取り組み、事業所の資源化の推進 EPR（拡大生産者責任）などの取り組みにより、ごみの減量化を図っていくとともに、本町は町民や事業所が行う取り組みを積極的に支援します。

■ 資源化に関する方針

現在の資源ごみ分別区分を徹底するよう啓発活動を強化することにより、資源ごみの回収量を増加させていく方針とします。

基本方針3 適正な収集・運搬・処理・処分を実施

■ 現行の収集・運搬体制を継続

収集区域及び収集・運搬体制は現行の体制を維持する方針としますが、今後は高齢者や障がい者の方に配慮した収集サービスや在宅医療廃棄物の増加に対する対応等について検討していきます。

■ 事業ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の展開検査等の実施及び取り組み進展に向けた監督・指導を行っていきます。

基本方針4 不法投棄への対応

■ 不法投棄の防止及び取り締まり強化

不法投棄撲滅に向けて、町民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築や環境パトロール員を配置し巡回を行うことなどで、今後の不法投棄対策の在り方について調査・研究を行っていく方針とします。さらに、ポスターによる不法投棄撲滅に対する意識啓発などを行います。



基本方針5 地球温暖化防止への対応

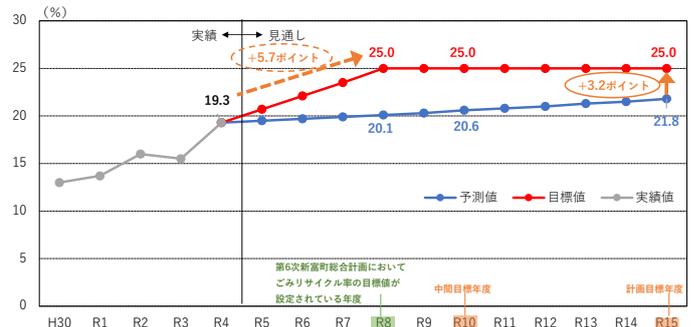
本町では地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取り組みを意欲的に展開するため、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、下記に示す対策を実施していきます。

- * レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを持参する運動の啓発等を行う。
- * グリーンマークやエコマークの付いた環境に優しい商品の購入を推奨する。
- * ごみ量の減量化や分別を徹底することにより、リサイクル率の向上を図る。

■ 減量化目標の設定

目標1 資源化率（ごみリサイクル率）：25.0%（令和8年度までに達成）

上位計画に示されている資源化率25.0%を達成するために、今後も引き続き、ごみ排出量の減量化を推進するとともに、可燃ごみの適正分別徹底等の施策も併せて推進することで資源化率を向上させ、令和8年度では資源化率25.0%を目指します。



目標2 一人一日当たりのごみ排出量：694g/人日（令和15年度までに達成）

ごみの適正分別を実施することで資源化率の向上を目指すとともに、ごみの減量化を図ります。特に、令和8年度に資源化率25.0%を達成後、ごみの減量化を推進し、令和15年度における一人一日当たりのごみ排出量の削減を目指します。



2 生活排水処理基本計画

■ 基本理念

生活排水の安定した適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上

■ 基本方針

基本方針1 合併処理浄化槽の普及

今後も個人設置型の「浄化槽設置整備事業」の継続実施による町民の設置費負担軽減を図ることにより、積極的に合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、町民・事業者に対して合併処理浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

基本方針 2 新富し尿処理施設「潮香苑」の適正な維持管理の継続

潮香苑については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とし、発生するし尿及び浄化槽汚泥を速やかに収集、適正に処理するとともに、延命化を踏まえた施設整備を検討します。

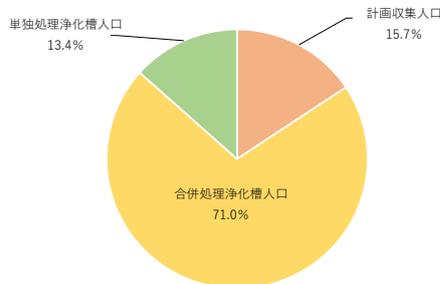
基本方針 3 町民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

発生源（台所等）における汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく町民に伝え、町民一人一人が水環境保全に向けた取り組みに参加できる環境の整備、利用促進について情報発信を行います。

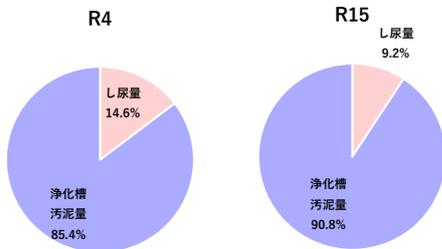
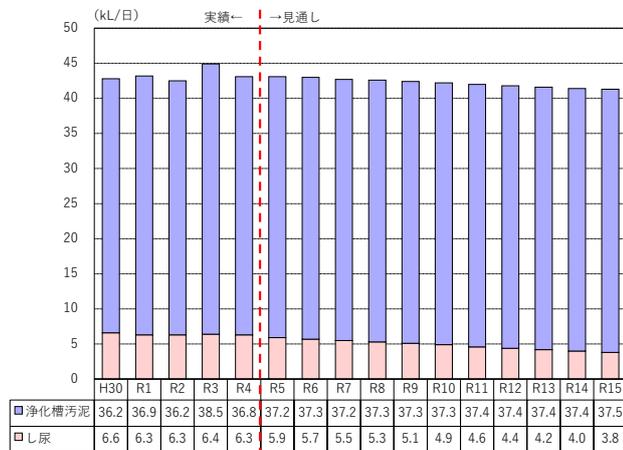
生活排水処理の目標

目標 汚水衛生処理率 83.0%まで引き上げ（令和 4 年度実績：71.0%）

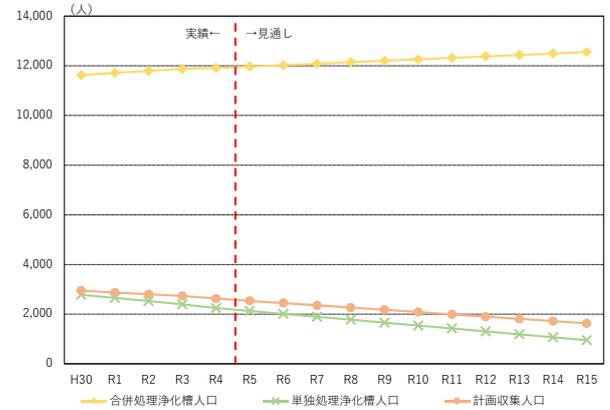
現状：令和 4 年度の生活排水処理人口割合



排出量の実績及び見通し

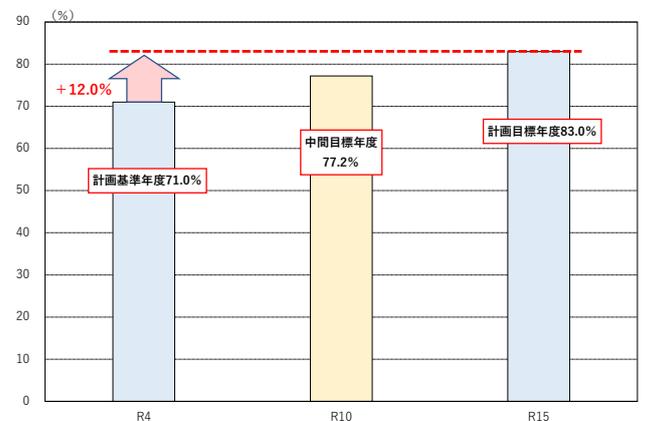


生活排水処理形態別人口の実績及び見通し



汚水衛生処理率達成目標

合併処理浄化槽の整備・転換を促すことにより、生活排水処理の適正化及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより、令和 15 年度で汚水衛生処理率 83.0%を達成させることを目指します。



新富町一般廃棄物処理基本計画（概要版）

令和 6（2024）年 3 月

新富町都市建設課

〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

TEL：0983-33-6072

E-MAIL：kankyo_g@town.shintomi.lg.jp